

# 映画制作現場の適正化に向けた調査 報告書概要

## 背景・目的

2019年に日本の映画の興行収入が史上最高を記録したことは、日本の映画産業の将来性を物語っている。一方で、映画の製作本数の急増、消費性向の多様化に伴うメディアの多様化等も含め、映像コンテンツのニーズの高まりから、映画の制作現場の負担が増加している。

日本の映画産業が今後もグローバルな競争の中で生き残っていくためには、質の高い作品を生み出す制作現場のエンパワーメントが重要となる。他方で、映画制作現場において多数を占めているフリーランススタッフについては、働き方改革関連法の施行に伴うしわ寄せにより取引環境が悪化するおそれがある。

2019年度に実施した映画制作現場実態調査結果ではフリーランスの取引・就業環境をめぐる様々な課題が浮き彫りとなった。これらの課題解決に向けて「映画制作の未来のための検討会」にて検討し、具体的な取組の方向性として、デジタルツールの導入、人材育成等を含む映画制作現場の適正化の2点にまとめられた。

本報告書は、これら具体的な取組の方向性のうち、人材育成等を含む映画制作現場の適正化についての検討結果を取りまとめた。

## 調査内容

本調査では、以下の2つの観点から調査を行った。

### (1) 映画制作現場に関わる人材等に対する実態調査

延べ34回程度映画業界の実態についてヒアリング調査・意見交換を行った。収集した意見はとりまとめ、各委員会・各ワーキンググループの論点として整理して報告した。

### (2) 映画制作現場の適正化に向けての調査

「映像制作適正化機関（仮）設立準備委員会」を設置するとともに、専門的な内容を検討するため、設立準備委員会の下部組織として、制度設計ワーキンググループと認定基準策定ワーキンググループ、人材育成等ワーキンググループを設置し、詳細を検討した。

## 検討結果概要

### 1. 制度設計ワーキンググループ（全6回）

認定制度のスキームと審査方法、通報・相談制度、審査スケジュールについて意見を取りまとめた。次年度以降に実際の制作現場における実証等を実施し、詳細な運用について議論すべきという意見がみられた。

#### ①認定制度のスキーム

- ・作品単位での事前申請と事後報告による仕組みにより認定申請、審査コストを低減する。

- ・他方で、報告内容をチェックする機能としてフリーランス等による通報・相談制度を設ける。

#### ②認定制度のスキーム

- ・事前申請については、事前申請チェックシートの提出
- ・事後報告については、事後申請チェックシート及びスタッフリスト、スケジュール実績等の提出を求める。

#### ③通報・相談制度

- ・フリーランス等からの相談・報告内容は第三者委員会に対して報告され、疑義があるものは調査を行い、調査結果を受けて、製作委員会・制作会社に対して指導する。

#### ④審査スケジュール

- ・事前申請の期限は、遅くともクランクインの15営業日前
- ・作品完成後に事後申請は行う。事後申請後、1-2営業日で認定の内定通知を行う。

## 2. 認定基準ワーキンググループ（全6回）

映画制作現場の適正化の定義を以下の通り取りまとめるとともに、①～⑩の認定基準案をとりまとめた。また、特に議論となった④の就業時間については、その基準について撮影・作業時間と付記することで明確化した。ただし、詳細な運用は次年度以降の実証等で議論すべきという意見がみられた。あわせて、ガイドライン・認定基準への対応による負担（契約書の作成、業務時間の把握等）を減らす取組みや、ガイドライン・認定基準に合わせた制作現場の体制のあり方（例：二班体制等）について検討していくべきという意見もみられた。

### ■「映画制作現場の適正化」とは

- 映画制作現場の適正化とは、「既存の各種法令において適法であることを前提に、映画製作者（製作委員会）と制作会社、フリーランスが対等な関係を構築し、公正かつ透明な取引の実現が図られること。特に映画の作り手であるフリーランスが、独立した事業者として、能力・ネットワークなどの専門性を生かし、安全・安心して映画制作に集中して働ける環境が作られること」を指す。
- 本定義における「適法である」とは「独占禁止法」、「下請法」、「下請中小企業振興法」、場合によっては労働法制などのルールが守られた状態であること。「公正かつ透明な取引」とは、各団体間の協約を締結することに加えて、個別の作品についてもあらかじめ関係者間で契約書が交付され、あらかじめ明示的に合意されている状態をそれぞれ指す。

### 【製作委員会－制作会社間】

①契約書面	● 契約内容において役割分担や予算の取り決めの明記
②予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算の透明化、必要な間接費の確保</li> <li>● 製作委員会-制作会社間の契約書面に役割分担（above、below など）の明記</li> <li>● 契約書面に緊急事態（天災地変、その他両者の責に帰すべからざる事由）の取り決めの明記</li> <li>● 契約書面に当初予算を超過した場合の規定が明確に定められ、制作会社の責めに帰さない場合は、製作委員会が追加予算を負担することを明記</li> </ul>

③スケジュール等	● ④就業時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるスケジューリング、かつ①契約書面、②予算との整合性の確保
----------	--

[制作会社-フリーランス間]	
④就業時間 (撮影・作業時間)	● 13時間/日以内(準備・片付け・休憩含む) 開始時間は集合時間を基準 ● 13時間を超える場合は、10時間以上のインターバルもしくは翌日の休日の確保 ● 就業時間は制作部もしくは電子的な手段等で把握
⑤休日	● 週1日程度の休日(完全休養日)の確保
⑥休憩・食事	● 6時間以上の撮影時に30分以上の休憩を1回以上確保
⑦契約書面	● 全スタッフ(社員・俳優を除く)に対し、契約期間開始前に契約書面または発注書を交付 ● 発注書には、契約期間、業務内容、金額、支払日・支払い方法、傷害保険の加入、契約期間が延長される場合の規定を明記
⑧スケジュール	● ④就業時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるスケジューリング
⑨安全管理	● 製作委員会内に相談窓口の設置
⑩ハラスメント	● 適正化機関が実施する研修を受けたスタッフの確保

### 3. 人材育成等ワーキンググループ(全4回)

フリーランスのスタッフにとってスタッフセンターに参加することのインセンティブや、業界に入ったばかりの若手スタッフ育成施策として「プラクティカルトレーニング」についての意見がみられた。

#### ①人材育成施策

- ・特に若手スタッフの人材育成機会より充実するため、若手の時期に、実際の制作現場で実践に基づく知識を得ることを目的とするプラクティカルトレーニング制度を創設する。
- ・職能団体や教育機関と連携し、映画制作に必要な知識や、フリーランスとして必要な知識・技能等の取得を支援する。

#### ②人材データベース

- ・フリーランス情報の集約、および映画制作現場における人材の有効活用を目的に、適正化機関(仮称)に人材データベース機能を持たせる。
- ・教育機関、適正化機関、制作現場の3者の連携・協力によって、人材情報の集約とマッチングの効率化を図る。

#### ③社会保障・福利厚生機能

- ・「国民健康保険組合の加入」「労働者災害補償保険への対応」「その他福利厚生の充実」等。
- ・相談窓口機能として、「安全管理」「ハラスメント」「法律・税務」等に係る相談窓口を設ける。

委員会・各ワーキンググループでの検討を経て制作現場の適正化(人材育成等を含む)については、製作から流通まで映画産業のすべての関係者が参画する自主的取組として、制作現場のルールを策定するとともに、適正な映画制作現場の整備のための作品認定制度を創

設する。認定制度の創設に当たっては、認定事務やフリーランスの取引・就業環境の適正化を推進する機関として「映像制作適正化機関（仮称）」を設置すること、また同機関がフリーランスに提供すべきサービスとして①スタッフセンター（人材データベース）、②人材育成、③社会保障の3つが提示された。この具体的な制度設計等は引き続き映画業界全体で検討することとなっている。